

⑦<<保育>>国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業 の実施内容	事業の実施を不可能又は困 難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提 案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1	学校法人岩波学 園	0～2歳児対 象の認可外 施設卒園後 の受皿確保	0～2歳児対象 の認可外保育 施設の卒園児 童(保育の必要 性の認定を受け た児童)が認可 保育所に入所 申請する際の調 整指標加算	「優先利用」の対象として考え られる事項について、「地域型 保育事業の卒園児童」は例示 されているが、認可外保育施 設は挙げられていない。	子ども・子育て支援法に基 づく支給認定等並びに特定 教育・保育施設及び特定地 域型保育事業者の確認に 係る留意事項等について (内閣府政策統括官/文部 科学省初等中等教育局長/ 厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長通知)第2 7 (2) ウ	「0～2歳児を対象とする認 可外保育施設の卒園児童 (保育の必要性の認定を受 けた児童)」を、「優先利用」 の対象として考えられる事 項の例示に位置付け、自 治体に周知する。	こども家庭庁	地域型保育事業は原則として3歳未満児を 受け入れの対象としており、卒園後の受け皿 を確保することが特に望まれるところ、地域型 保育事業の卒園児童を優先利用の対象として 例示している。 認可外保育施設は法令上利用定員を3歳未 満児に限定しておらず、3歳未満児のみを受け 入れ対象としているのは施設側の判断である ことから、優先利用の対象として例示するこ とは考えていない。 なお、認可保育所及び地域型保育事業所等 への移行を希望する認可外保育施設について は、運営費や改修費、移転費用等の支援を実 施しており、これらの事業を活用いただくこと は可能である。	待機児童が特に多い0～ 2歳児の保育ニーズに対 応するため、0～2歳児対 象の認可外保育施設を設 置しているケースがあり、 卒園後の受皿の必要性 が高い。 このような場合において、 自治体の判断で「0～2歳 児を対象とする認可外保 育施設の卒園児童(保育 の必要性の認定を受けた 児童)」を優先利用の対象 とすることは可能か。	こども家庭庁	保育所の利用調整にあたっては、各市町村 において、待機児童の状況等も踏まえつ つ、利用者ごとに保育の必要度について優 先順位付けを行っているところである。 認可外保育施設利用者を優先利用の対象 としている自治体も既に存在するところ、御 指摘のような児童を市町村の判断で優先 利用の対象とすることは可能である。